



米国税務 QI/FATCA 関連情報 FATCA/QI 最新情報

アメリカ

2015年5月26日

2015年5月19日、20日、ニューヨークにおいて、Executive Enterprise Institute が主催する源泉徴収および報告についての国際税務カンファレンスが開催され、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Services: 以下「IRS」) や、弁護士事務所、会計士事務所の専門家が多数スピーカーとして参加し、外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act: 以下「FATCA」) を中心に、適格仲介人 (Qualified Intermediary: 以下「QI」) 制度、OECD 多国間情報交換制度についてプレゼンテーションと質疑応答が行われた。

ここでは、日本の金融機関に関連する重要トピックの概要をお伝えする。

1. スポンサー付 FFI の GIIN 番号取得手続

IRS 担当者は、夏の終わり (Late Summer) にスポンサー事業体 (Sponsoring Entity) が、それぞれのスポンサー付 FFI (Sponsored FFI (Foreign Financial Institution: 外国金融機関)) の GIIN (Global Intermediary Identification Number: グローバル仲介人識別番号) 番号取得手続を可能とする予定であると述べた。IRS は、スポンサー事業体が、各スポンサー付 FFI の情報を纏めてアップロードできるようにするためのテンプレートを公表する。登録手続は、FATCA ポータルサイトのスポンサー事業体のアカウントで行うことが予定されている。

また、米国金融機関や外国金融機関でない第三者等 GIIN を持たない者が、他の金融機関のために報告を行うことを可能とするよう、申請があった場合には、特別な登録番号として FIN (FATCA Identification Number) を付与する。FIN の取得者の名称については、未公表とし、FIN の番号と国名のみが公表されることとなる。

2. 口座開設時の自己宣誓

FATCA ポータルサイトに掲示されている FATCA FAQ の General Compliance 質問 10 では、モデル 1 およびモデル 2 政府間協定における新規個人口座の本人確認手続において、口座開設時に居住地に関する自己宣誓が取得できなければ、新規口座は開設できないものと明記されている。

一方、イギリスおよびカナダ政府が公表しているガイダンスにおいて、新規個人口座開設時に自己宣誓が取れず、報告対象であることが後に分かった場合でも、報告対象とすれば、必ずしも閉鎖は求められないとしており、IRS の見解と相反することとなる。

この点について IRS の見解は、FAQ 記載のとおりであることが明確であり、また、新規事業体口座についても同様であると確認した。一部の国において、IRS の見解と異なる法整備およびガイダンスが公表されるケースもあり、国ごとの対応に注目が必要となる。

3. みなし協定締結国 (IGAs in Substance)

米国政府と FATCA に関する政府間協定の締結には至っていないものの、協定の内容に既に大筋合意しているものと IRS が公表している国について、2015 年末までに協定が締結されなかった場合、その国の金融機関は、どのような対応が必要となるのかという質問が投げかけられた。米国財務省は、2014 年 12 月に公表された Notice 2014-38 に規定されているとおり、対象国の政府が、協定締結に向けて約束とおりの対応を行っているかを確認し、月次に、リストから削除すべきかを評価している。当該国の金融機関は、協定案に従い、本人確認を行い、協定締結後報告が行えるよう準備しておくことが求められる、と IRS 担当者は回答した。

4. FATCA 報告期限再延長の可能性

様式 8966 の IRS への報告期限は、報告対象年の翌年 3 月 31 日であるが、初回の報告期限である 2015 年 3 月 31 日については、90 日間の自動延長が適用される。FATCA 報告に使用する様式として、様式 8966 が公表されているが、実際の報告は様式 8966 の報告項目をベースに電子データを作成し、IRS へ電子データを送信するという電子報告になる。

自動延長後の期限は、6 月 29 日となるが、現在、IRS では初回報告に限定し、追加の延長申請を可能とすることを検討している。その場合には、延長様式を提出するが、延長理由は必要ではなく、提出期限までに延長様式を提出すれば、拒否されることはない予定とのこと。

5. 出生地が米国 (US Place of Birth)

FATCA における本人確認手続で、出生地が米国であることが認知された場合には、米国人示唆情報ありの顧客として、報告対象の米国人である場合には、様式 W-9 と情報開示の同意書を入手し、報告対象でない場合には、以下の①～③の 3 種の書類をすべて入手した上で、報告対象外の米国非居住者として取り扱うこととなる。

- ① 様式 W-8BEN
- ② 以下のいずれか一つ
 - 米国以外のパスポート
 - 米国以外の国籍を有することを証明する米国以外の政府が発行した証明書
- ③ 以下のいずれか一つ
 - 米国籍紛失証明書の写し
 - 米国籍を放棄した合理的な理由

今回、③の米国籍を放棄した合理的な理由について、どのような場合が想定されるかということについて質問が寄せられた。

IRS は、合理的な理由については、限定的なもので具体的なでなければならないものと解釈されると言及した。また、他の専門家は、外交官の子供であった場合以外に合理的な理由は存在しないと述べた。

6. FATCA および QI ガイダンス

IRS 担当者は、2014 年に公表した FATCA 暫定規則の最終化については、もう少し時間がかかるものとコメントした。

また、新 QI 契約についても、いくつかの修正を予定しているが、当該修正は昨年公表された現在の QI 契約では見送り、2017 年から有効とする次期 QI 契

約において修正を反映させる予定であることを言及した。

7. Notice 2015-10

2015 年 4 月 28 日に公表された Notice 2015-10 では、源泉徴収義務者が、内国歳入法第 3 章および第 4 章に基づく源泉徴収および IRS への納付を適切に行っていない、との米国財務省および IRS の懸念が明示され、適切な納付が行われていない場合には、還付請求を制限する規則を制定することが示されている。還付が認められるのは、源泉徴収義務者が、必要な源泉徴収額を IRS へ適切に納付していることを条件とし、仮に、源泉徴収義務者が、適切な納付を行っていない場合には、納付額を当該還付申請するものに配賦した額までを還付の上限とする内容となっている。

IRS では、2015 年の様式 1042S に実際に源泉徴収を行った者の明記を必須としており、だれが実際に源泉徴収したかを特定した上で、適切な納付が行われているかを明確にする方針である。配賦の方法および手続については、コメントが求められている。なお、Notice 2015-10 に対して、複数の専門家から問題点の指摘があり、IRS 担当者は、公式なコメントを提出すれば、検討するものと言及した。

8. 内国歳入法 871(m)条デルタ基準

米国証券を原資産とする金融派生商品から発生する支払については、871(m)で規定される dividend equivalent payment ルールの下、米国源泉の配当として取り扱われるが、2016 年 1 月 1 日以降適用が予定されていた § 1.871-15(デルタ基準)を修正する最終規則を間もなく公表すること。また、当該最終規則の施行は、1 年間繰り延べられ、2017 年 1 月 1 日以降に適用される。

おわりに

今回ご案内した最新情報については、今後、FAQ や最終規則等で順次公表されることになるが、それまでに内容が見直される可能性があることに留意いただきたい。デロイト トーマツでは今後も FATCA、QI、OECD 多国間情報交換について、最新情報の提供に努める。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko.enomoto@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax-co	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。